

もう申告はお済みになりましたか？

- 労働保険年度更新手続きは7月10日までに -

平成29年度の労働保険年度更新手続きは7月10日(月)までです。手続きがお済みでない事業場におかれては、集合受付(一部会場は日程終了しました。)、当署への郵送またはご持参により、確実な申告手続きをお済ませください。

7月10日は、労働保険料の全期分または第1期分の納期限です。納期限までに労働保険料の支払いをお済ませください(口座振替納付の場合の納期限は9月6日です)。

お問い合わせ先 名瀬労働基準監督署 労災課 0997-52-0574

労基署 だより

第117号

H29.6.14

名瀬労働基準監督署
TEL 0997-52-0574
FAX 0997-52-6869

鹿児島労働局HP

(<http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)

鹿児島県の最低賃金

1時間 **715円**

(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/kagoshima-roudoukyoku/jireitoukei/pamphlet_leaflet/roudo_u_kizyun/saitin/saitin.pdf)

労働条件相談ホットライン

長時間労働や賃金不払残業などのご相談を夜間・土日に無料で受け付けます。

0120-811-610

働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」

(<https://kokoro.mhlw.go.jp/>)

労働基準関係法令各種様式集

(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/hourei_seido_tetsuzuki/hourei_youshikishu.html)

働き方・休み方改善ポータルサイト

～ 効率的に働いてしっかり休むために～
企業の皆様が自社の社員の働き方・休み方の改善に是非ご活用ください。
(<http://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

職場のあんぜんサイト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)
労働災害統計 災害事例
リスクアセスメントの実施支援システム
化学物質 免許・技能講習

あんぜんプロジェクト

(<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/>)
労働災害のない日本を目指してともに活動していただけるメンバーを募集しています。

鹿児島労働局労働災害防止対策

「緊急かごっまぜ口災運動」

5月25日から12月31日まで

平成28年の鹿児島県における労働災害による休業4日以上死傷者数は、平成12年以降最多となる1,985人で、対前年比234人(13.4%)の増加となりました。また、死亡者数は20人で、対前年比3人(17.6%)の増加となりました。

これらの増加の背景として、景気等の経済的要因による影響、人手不足が顕在化している影響のほか、製造業、建設業等での従来型の労働災害が増加傾向にあることに加え、保健衛生業、商業等の第三次産業においては職場の安全に対する意識が希薄であることや安全についての研修や教育が的確に実施されていないこと、さらには高年齢労働者数が増加する中、高年齢労働者の加齢による身体能力の低下などを原因とする転倒災害の増加なども要因の一つと考えられます。

このような労働災害の急増を踏まえ、鹿児島労働局においては、労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、県下の各事業場及び労働者並びに関係団体等に対し、労働災害防止対策への重点的な取組の促進を働きかけ、一層の労働災害防止対策の強化を特に図ることとしました。

以下は、取組の強化をお願いしたい事項ですのでよろしくお願いいたします。

【各業種共通】

経営トップによる「安全パトロール」、安全衛生活動の総点検」の実施

安全衛生管理体制等の整備・促進・職務励行

雇入れ時・作業変更時の安全衛生教育の実施

「STOP! 転倒災害プロジェクト」の取組促進

高年齢労働者対策

「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」の取組促進

【社会福祉施設・医療保健業】及び【小売業】

腰痛予防対策

4S(整理、整頓、清掃、清潔)活動の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進

【建設業】

足場・梁、はしご・脚立などからの墜落・転落災害防止対策の推進 ハーネス型安全帯の普及促進

伐木作業・かかり木作業時の安全対策の推進

【林業】

伐木作業・かかり木作業時の安全対策の推進 特に合図、避難確認の徹底

労災かくしは犯罪です。

労災事故があった場合は、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出してください。労災事故に健康保険は使えません。

「労基署だより」は、労働局ホームページ(http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/kantoku/naze-rouki.html)に掲載しています。